

学校感染症と出席停止について

学校感染症に罹患している場合、学校保健安全法第19条の規定により出席停止となりますので、医師の許可があるまで園を休ませてください。

病気が治った時には、下記の治癒証明書を主治医に記入していただき、登園する日に持参してください。

【感染症名と出席停止期間】

感染症名	出席停止の期間
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日間を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風しん	発しんが消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日間を経過するまで
インフルエンザ	発症した後5日間を経過し、かつ解熱後3日間を経過するまで
結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎・菌性髄膜炎	
流行性角結膜炎	
急性出血性結膜炎	
腸管出血性大腸菌感染症	
新型コロナウイルス	発症した後5日間を経過し、かつ症状軽快後1日間を経過するまで

※インフルエンザおよび新型コロナウイルスについては、保護者が記入した療養報告書を提出してください。医師による治癒証明書は必要ありません。

治癒証明書

幼保連携型認定こども園

Kids Island うちがしま 園長 様

※園児氏名

上記の者は、学校感染症の（

）が治癒しましたので、登園してよい

ことを証明します。

出席期間（ 月 日 ～ 月 日 まで）

令和 年 月 日

医療機関名

医師氏名

印